

京都市告示第 2 3 5 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成 2 5 年 7 月 1 9 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
芦田邸	京都市下京区新町通五条下る蛭子町 112 番 1 , 114 番
梶田邸	京都市上京区笹屋町通千本西入笹屋四丁目 284 番 , 285 番 , 283 番 (一部)
山本邸 (仁風庵)	京都市上京区中立売通西洞院東入三丁目 446 番 小川通一条下る小川町 211 番 3
布屋	京都市上京区油小路通丸太町上る米屋町 281 番
楠	京都市中京区先斗町通四条上る梅之木町 153 番

(都市計画局都市景観部景観政策課)